空知川スポーツリンクス指定管理業務仕様書

１．空知川スポーツリンクスの管理運営に関する基本的な考え方

⑴施設の性質及び目的

南富良野町における水上スポーツやアウトドアスポーツの振興とスポーツの生活化を図ると共に、地域住民のスポーツをとおしたコミュニティ活動を助長し、併せて社会教育、社会体育の推進に寄与することを目的とする。

⑵管理運営にあたり求めるもの

①上記「施設の性質及び目的」に基づき、管理運営を行うこと。

②地域住民や、利用者の意見・要望を管理運営に反映させること。

③個人情報の保護を徹底すること。

④効率的かつ効果的な運営を行い、経費の節減に努めること。

⑤特定の個人や団体グループに対して、有利あるいは不利になるような取り扱いをしないこと。

２．施設の概要

⑴ 名　　称　　空知川スポーツリンクス

⑵ 所 在 地　　南富良野町字落合　空知川河川敷地内

⑶ 施設概要

①建設年度　　平成５年

②構造規模　　鉄骨造平屋建

③敷地・建物面積等　　建築面積　976.6㎡

延床面積　976.6㎡

④施設内容　　運動場、休憩室、ミーティングルーム、観覧室、カヌー工房、カヌー艇庫

更衣室、シャワー室、トイレ、事務室、物入

３．開館時間及び休館日

以下に定めるとおりとするが、特に必要があると認めるときは、あらかじめ町長の承認を得て、開館時間の変更又は休館することができる。

⑴開館時間　　午前９時から午後９時

⑵休 館 日　　毎週火曜日

４．指定期間

令和９年４月１日から令和１２年３月３１日まで

ただし、管理を継続することが妥当でないと認めるときは、指定管理者の指定を取り消すことがある。

（指定期間は議会の議決事項であるため、指定管理者の決議のときに、指定期間も確定する。）

5．関係法令等の遵守

空知川スポーツリンクスにあたっては、本要項のほか、次の各号に掲げる法令に基づかなければならない。

①地方自治法（昭和22年法律第67号）

②南富良野町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例（平成１８年条例第１号）

③空知川スポーツリンクス設置条例（平成５年条例第１８号）

④空知川スポーツリンクス管理規則（平成５年教委規則第６号）

⑤南富良野町情報公開条例（平成１４年条例第１５号）

指定管理者は、南富良野町情報公開条例第２６条の規定により、空知川スポーツリンクスの管理運営に関する情報の公開について努力義務が課せられます。

⑥個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号）

指定管理者は、個人情報の保護に関する法律第６６条第１項、第２項の規定により、空知川スポーツリンクスの管理運営を行うにあたって保有する個人情報の取扱いに関して、適正な取扱い義務が課せられます。

⑦南富良野町行政手続条例（平成９年条例第７号）

※指定期間中に上記法令等に改正があったときは、改正された内容を仕様とする。

6．指定管理者が行う業務

⑴ 職員の配置等に関すること

ア　施設の運営に支障のないように職員を配置すること。

イ　職員の勤務形態は、施設の管理運営（詳細別紙１）に支障のないよう定めること。

ウ　施設の管理運営に必要な人員又は資格者等は指定管理者において配置する。

ただし、業務の一部であって専門的知識又は技術を必要とし、かつ自ら実施することが困難なもの、又は実施上特に効率的であると認められるものについては、町長の承諾を得て当該業務を的確に遂行する能力を有するものに委託することができる。

エ　施設の管理については、防火管理者の届出を必要とするため、その資格を有する者を配置すること。

オ　現在冬期間施設をカーリング練習等で利用している町内各団体（カーリング少年団、カーリング協会等）の取り扱いは町教育委員会、指定管理者、各団体で協議し決定すること。

⑵ 施設及び設備の維持管理に関すること

ア　施設は特に事情のない限り、正常に利用できる状態を維持すること。

イ　施設運動場におけるカーリング場設置及び撤去。

ウ　施設の運動場は原則１１月１日から翌年３月３１日まではカーリング場として管理運営すること。

エ　施設維持管理に係る管理用消耗品は、トイレットペーパー・ゴミ袋・洗剤・蛍光管・電池等とする。ただし、カーリング関係消耗品は含まない。また、管理用消耗品は指定管理料に含めることとし、指定管理者が購入・支出を行う。

⑶　施設の利用許可に関すること

⑷　利用料金の収受に関すること

⑸　自主事業

施設の設置目的に合致し、かつ本業務の実施を妨げない範囲において、自己の責任と費用により自主事業を実施することができます。

自主事業を実施する場合は、自主事業計画書を提出し、事前に町の承諾を受けなくてはならない。その際、必要に応じて協議を行うものとします。

⑹　その他

ア　緊急時対策、防犯対策、防火体制についてマニュアルを作成し、職員の指導を行なうこと。

イ　衛生管理については、法令を遵守した対応マニュアルを作成し、職員に周知徹底をすること。

ウ　個人情報保護の体制をとり、職員に徹底をすること。

７．経理等

⑴　利用料金収入等の取扱い

施設の管理・運営にあたっては、地方自治法第２４４条の２の規定に基づく「利用料金制度」を採用する。

よって、指定管理者は施設の利用料金を空知川スポーツリンクス設置条例第４条で定める使用料の範囲内で町長の承認を得て定め、収入として収受し、施設の管理運営に係る収支について、責任を負うこととなり、施設の利用を促進し収入の確保を図る必要がある。

また、利用料金以外の人的サービス及び物販等に係る料金は、別途、指定管理者が定め、収入とすることができる。

⑵　利用料金の減額及び免除

空知川スポーツリンクス設置条例第４条第２項及び空知川スポーツリンクス管理規則第８条の規定により、あらかじめ町長の定めた基準に従い、利用料金を減額又は免除することができる。

⑶　事業報告書の作成及び提出

ア　指定管理者は、毎年度終了後６０日以内に、事業報告書（別記第７号様式）により施設の管理運営状況及び収支状況等を町に提出すること。

ただし、年度の途中において指定を取り消されたときには、その取り消された日から起算して６０日以内に当該年度の当該日までの間の事業報告書を提出すること。

イ　施設の利用状況を翌月１０日までに報告すること。

⑷　経理規定

指定管理者は、経理規定を策定し、経理事務を行うこと。

⑸　立入検査

町は必要に応じて、施設、物品、各種帳簿等の現地検査を行うこととする。

⑹　その他

本仕様書に基づく施設の管理運営に係る需用費等については、当面の間、町が負担することとする。

８．物品の帰属

町の所有に属する別紙に記載の物品等については無償で貸与する。

なお、貸与物品は、指定管理業務終了後において、整備点検の上、返却すること。

９．指定期間満了後の事務引継ぎ

指定管理者は、その指定期間満了時において、次期指定管理者が円滑かつ支障なく施設の管理運営業務を遂行できるように、引継ぎを行うものとする。

10．事業の継続が困難となった場合の措置等

⑴指定管理者の責めに帰すべき事由により事業の継続が困難となった場合の措置

町は指定管理者の指定を取り消す等の措置をとることとする。この場合、町に生じた損害は指定管理者が賠償するものとする。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、施設の管理運営業務を遂行できるように、引継ぎを行うものとする。

⑵その他の事由により事業の継続が困難となった場合の措置

災害その他の不可抗力、町及び指定管理者双方の責めに帰すことのできない事由により業務の継続が困難となった場合、事業継続の可否について協議するものとする。

なお、一定期間内に協議が整わない場合、指定管理者の協定を解除できるものとする。また、次期指定管理者が円滑かつ支障なく、施設の管理運営業務を遂行できるように、引継ぎを行うものとする。

⑶施設の管理運営上のリスク対応

管理運営上の瑕疵に原因があって事故が発生した場合に対応するため、指定管理者はリスクに応じた保険等に加入すること。

指定管理者は、施設の管理運営に伴う事故等に対応するために必要な損害賠償責任保険に加入すること。保険料は指定管理料に含めないものとするので、指定管理者となった場合

は、各自で賠償額を設定のうえ賠償責任保険に加入することとする。

現行、町で加入している賠償責任保険の内容は次のとおり。

①身体賠償　支払限度額が１事故あたり　（20億）円、１名あたり（２億）円

②財物賠償　支払限度額が１事故あたり　（2,000万）円

③免責事故　１事故につき　なし

11. 原状回復

指定管理者は、指定期間の満了、指定が取り消された場合、協定を解除された場合は、町の指示に基づき、施設を原状に復して引き渡さなければならない。（機能低下があった場合の機能低下前の状態にすることを含む。）ただし、指定管理者が町長の承認を得て機能向上を行った箇所、町長が行った機能向上の箇所及び町長が特に必要と認める箇所については、この限りではない。

12. 業務を実施するにあたっての注意事項

業務を実施するにあたっては、次の各項目に留意して円滑に実施すること。

⑴　公の施設であることを常に念頭において運営すること。

⑵　管理運営のための必要な車両等は、指定管理者として指定された団体において用意すること。

⑶　指定管理者として指定された団体は、指定期間の開始日までに許認可事項等について、称号・名称又は氏名等の変更又は登録等の手続きを必要とする場合は完了すること。ただし、取り扱わないこととする許認可事項等は除く。

⑷　施設の管理運営経費については、指定管理料のほか利用料金その他の収入を充てるものとし、町からの支援は行わない。

⑸　指定管理者が施設の管理運営に係る各種規定又は要綱等を作成するときは、町と協議を行うこと。

⑹　その他、本仕様書に記載のない事項については、町と協議を行うこと。

別紙１

空知川スポーツリンクス管理従事者業務内容

１．業務内容

①開館時間は９時から２１時までとし、利用申請の無い場合は４月から 10 月は 16 時、11 月から３月は 17 時で退館する。（休憩時間は 12 時から 13 時までの１時間を基本とする）

なお、夏季・冬季の常勤時間は次のとおりとし、冬季において事前に 10 時以前の利用申請がある場合は申請に基づき開館する。

下記のとおりとする。

４月～１０月　　９：００～１６：００

１１月～３月　１０：００～２１：００

（休憩時間　12：00～13：00）

また、下記町内団体の利用の場合は、教育委員会、指定管理者、団体で協議する。利用料金に関する事も同様に協議を必要とする。

※　南富良野カーリング協会・少年団

②休　館　日　　⑴毎週火曜日

⑵１２月３１日～１月３日（ただし、施設運営上変更する場合あり）

③諸帳簿等への記入整理

④施設内外の清掃

⑤施設備品の管理

⑥暖房機の着火及び消火

⑦施設周辺の除雪（玄関回り及び非常口、給油タンク周辺）

⑧カーリングコート設置及び撤去

⑨カーリングコート整備（アイスメイク及びカーリングコート氷維持管理を含む）

⑩冷却設備管理運転及び運転記録

⑪ゴミの分別及び搬出

⑫その他指示する業務

別紙１補足事項

＜空知川スポーツリンクス管理規則第８条(使用料の減免)第５項に伴う利用料金の考え方＞

南富良野町民が利用する場合並びに町内の小中高等学校の授業及び学校行事等(部活動を含む)、少年団活動は利用料金を減免(無料)する。

南富良野町民と町外在住者が混合利用する場合、人数の按分により利用料金を算出する。

算出金額に１円未満の端数が出た場合は切り捨てる事とする。

利用料金算出例

（１）個人の利用で町民６人と町外在住者２人がグラウンド(カーリングシート)を冬季の昼間２時間利用した場合

280 円×2 人×2 時間＝1,120 円

（２）団体利用で８０人(南富良野町民６０人＋町外在住者２０人)がグラウンド(カーリングシート)を昼間３時間、夜間５時間利用した場合

20/80×1,170 円×3 時間+20/80×1,290 円×5 時間＝2,490 円

参加料を徴した試合等の場合、個人から徴収された参加料の中にグラウンド(カーリングシート)利用料が含まれている場合は、南富良野町民、町外居住者問わず、算出規則に則り利用料を算出する。

※参加料の中にグラウンド(カーリングシート)利用料が含まれていない場合は、算出例(２)の算出方法に則り利用料を算出する。